筑波大学教育学会第７回大会公開シンポジウム

教員免許更新制と大学および大学附属学校の役割

シンポジスト　宮　内　健　二
（文部科学省初等中等教育局教職員課教員養成制度企画官）
白　井　　誠（茨城大学教育担当副学長・理事）
葉　養　正　明（東京学芸大学総合教育科学系教授）
手　打　明　敏（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）
コメンテーター　谷　川　彰　英（筑波大学副学長・理事）
小　林　　汎（筑波大学附属駒場高等学校副校長）
オーガナイザー　井　田　仁　康（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）
木　村　範　子（筑波大学大学院人間総合科学研究科講師）

「教員免許更新制と大学および大学附属学校の役割」シンポジウム概要

井　田　仁　康
木　村　範　子

企画意図

学校教員の質の向上，新しい教育学の傾向などを学校教員に学んでもらうなどの理由から，平成19年６月の改正教育職員免許法の成立により，国家事業として教員免許更新制度が平成21年４月から実施されることになった。この更新制度では，教職課程をもつ大学が中心となって講習を担当することになる。筑波大学では，平成20年度からの試行を含め，免許状更新講習の受講の場となるべく準備が進められている。

したがってこの制度では，講習をする側の教育学研究者をはじめとる大学研究者，そして研究・教育研究機関として附属学校の教員が，どのようにこの更新制度に対応するのかといった姿勢が問われる。筑波大学は，附属学校も含めて，教育に関して､研究・実践とも我が国を代表する自他とも認める研究・教育機関である。日本および世界をリードする教育に関する研究者集団が，教員免許更新制という政策に対し期待される貢献を果たし，受講者のニーズを満足させるのは，研究成果を社会に反映させるという観点から，重要な役割であるとい言わざるをえない。もはや，純粋学問といえども研究者が自分の研究に埋没し，学界以外の社

会との関わりをもたず，専門分野のみの世界で研究を完結させるという時代は終わった。その研究成果なり，研究姿勢を社会に反映させていくことが，社会的に求められているのである。

そこで，平成21年４月から実施，平成20年度から試行の教員免許更新制における，研究者集団としての大学と大学附属学校の役割を明らかにすべく，このシンポジウムを企画した。本シンポジウムでは，国の全体的な状況，茨城県という地域の立場，教員養成系大学の立場，筑波大学の立場，以上，四つの立場から以下の各氏にお話しをいただき，フロアーとともに論議を深め，教員免許更新制における今後の大学および大学附属学校の役割の方向性を探るとともに，現在の全体状況を明らかにし，有意義な講習にしていくための実質的なステップとしたいと考えた。平成20年度試行のために内容吟味が急がれる免許更新制講習であるが，本シンポジウムを通して，教師にとって真に必要な講習とは何か，本質的な協議のもとに展望を築いていくことを目的として，企図された。

シンポジスト

・国の全体的な状況から

宮内健二　氏（文部科学省初等中等教育局教職員課教員養成制度企画官）

・地域（茨城県）の立場から

白井　誠　氏（茨城大学教育担当副学長・理事）

・教員養成系の立場から

葉養正明　氏（東京学芸大学総合教育科学系教授）

・筑波大学の立場から

手打明敏　氏（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授（教育学系長））

コメンテーター

谷川彰英　氏（筑波大学副学長・理事（附属学校教育局教育長））

小林　汎　氏（筑波大学附属駒場中・高等学校（副校長））

オーガナイザー

井田仁康（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）

木村範子（筑波大学大学院人間総合科学研究科講師（附属学校教育局））

成果と課題

フロアーからも資格管理や評価，実施上の課題等の質問や意見交換が行われ，学校現場への周知の必要性と現場ニーズに即したプログラムの一層の充実が課題

として確認された。

なお，このシンポジウムの成果もあってか，平成20年度に筑波大学で試行された教員免許更新制度の講習は，きわめて好評であった[1]。しかし，受講した多くの教員が，学校現場ですぐに活用できるものを講習として望んでいるようなので，理論を基盤とする教育研究者としての考え方と大きな隔たりがあることが課題として残されよう。さらに，国際学会でも地理教育の視点からではあるが，平成20年11月に台湾で教員免許更新制度についての講習内容について発表したところ[2]，台湾をはじめ中国本土，ニュージーランドなどから強い関心が示された。台湾でも教員研修は盛んに行われているが，国家規模の，しかも更新制度に強く関心をもったようである。ニュージーランドの研究者は優れた試みであると評価しながらも，ニュージーランドでは教員組合が強く，国家規模でこのような更新制度を実施するのは難しいとの見解を示していた。しかし，この制度は世界的にも注目されるものであるので，今後とも筑波大学の研究者集団の企画するこの制度での講習内容は国内外から注目され続けるであろう。

注

（1） 平成20年11月24日付けの「日本教育新聞」において免許更新制度の特集が組まれ，筑波大学を含め，試行した大学での受講者の感想が載せられている。

（2） IDA. Y(2008)：The substantiality of training system to teach geography. 台湾地理教育回顧と展望論文集（第12回台湾地理国際学術研究大会），pp. A2-3-1～3-6.

教員免許更新制について―国の全体的な状況から―

宮　内　健　二

昨年６月に改正教育職員免許法が成立し，３月末には具体的な運用方針を定める免許法施行規則が制定されることになっている。免許更新制度の概要および今後の動きについての説明をしたい。

教員免許更新制の目標は，今回の学習指導要領改定に見られるように，教育を取り巻く状況，子どもの発達，教育の諸事情，指導法が日々変化していくことを踏まえ，最新の知識・技能を身に付けることにある。この制度が検討され始めた平成12年当時は教員免許更新制には不適格教員の排除という趣旨があった。しか

し，平成18年に中央教育審議会は，不適格教員の排除は別の法律で整備するとし，この教員免許更新制では，小中高等学校の教員に10年ごとに最新の知識・技能を確実に身につけてもらうことを趣旨とする，という結論を出している。指導力不足の教員を排除するための制度，という指摘や誤解がいまだ多いが，この制度は，教育再生会議，中央教育審議会での議を経て，教員が最新の知識・技術を身につけることを趣旨として導入された。平成21年度の導入決定を踏まえ，現在その効果的運用に向けて急ピッチで準備を進めている所である。

制度の概要は次のようになる。すなわち，教員が，免許更新制が導入される平成21年４月以降に免許状を授与された場合，その免許状には10年間の有効期限が定められる。また，平成21年４月以前に免許状を取得している教員にも，平成21年度からは10年ごとに30時間以上の講習を受講する義務が課される。したがって制度では，幼小中高等学校の110万人の教員が平成21年度以降，10年間に一度，大学などで30時間以上の免許更新講習を受けなければならないことになる。

更新講習の開設者としては，日々教育に関する研究に取り組んでいる大学に大きな期待が寄せられており，文部科学省は，各大学に対して平成20年度中に更新講習を試行するよう要請している。また，そのための予算措置を行い，さらに全国的に円滑に免許更新講習を開設できるよう，情報システムの整備等，様々な取り組みを図り，平成21年度からの本格実施に備えている。

制度導入後は，各学校の教員は大学等で30時間以上の講習を受講し，修了認定をもらい，各都道府県の教育委員会に免許更新を申し込むこととなる。この修了認定は，受講生の教員としての適格性を判断するようなものではなく，大学の授業の単位と同様，試験を行って，一定の時間で指導した内容が身についているかどうかを認定するものであることに留意したい。

30時間の講習の内容は，12時間の必修領域と，18時間の選択領域から構成される。12時間の必修領域の内容の外郭は文部科学省の省令や告示で定められ，「教職としての振り返り」「最近の教育改革の動向」「子どもの発育・発達課題」「学校内外の連携」という４領域について学ぶこととなっている。一方の選択領域では，学校教育に関わる全てのことが講座となり得るため，各大学にはその特色を生かしながら講座内容，及び開設時間を決定することが期待されている。受講生である教員は，自分の教職としての今後のキャリアアップに必要な事項を考慮し，関連する講座を選択，受講するものとする。また，講習の最後には必ず試験を実施

し，これをもって修了認定とする。

文部科学省に申請し，開設講習を認定されるために必要となる事項に，講習の事前の課題意識評価と事後評価があげられる。事前に課題意識評価を実施することで様々な意見が出ることが予想されるが，その全てが講習に反映されなければならないわけではなく，重要なことは，大学がシラバスを作成し，講習内容を決め，さらに受講生の様々な課題意識を意識しながら講座に取り組むことが望まれる。また，事後評価とは，講座を担当した講師の個人評価が目的ではなく，受講生にとっての講座内容の有効性を評価するために行われるものであることを理解しておく必要がある。さらに講習時間の最後の１時間を試験に充てて修了認定が行われることが求められる。

現在，文部科学省では平成20年度の試行講習のための予算措置をし，３月中には採択の内定を出し，４月の年度初めからこれが始められることを期待している。また，予備講習を設けることで，年度途中からでも実験的に講座を開設できるようにし，受講した者は，その受講時間を平成21年度以降の本格実施後に受講しなければならない30時間に含めることができるようにする，ということも検討している。

文部科学省としては，免許更新講習の意義としてこの制度が大学と教員をつなぐ１つの良い機会であると捉え，よりよいものにしていきたいと考えている。大学が現場の意見を吸い上げ，大学の研究成果を現場に還元していくことを期待している。現在，国立大学の大半，さらに私立大学でも開設の意向を表明している。今後は，更新講習の開設が未決定の大学，今回申請できなかった大学等にも，免許更新講習制度の趣旨，及び更新講習の意義を理解し，開設に向けた取り組みを検討してほしいと考えている。

教員免許更新制と茨城大学

白　井　　誠

教育職員免許法の改正により平成21年４月１日より教員免許更新制が導入される。更新講習を実施する大学（開設者），また講習を受講する教員にとっても，免許更新講習の目的・制度の内容の理解が未だ，十分でないかと思われる。講習を実施するかどうかは大学の判断に任されており，大学が決めた受講料で運営しな

ければならない。大学にとってはどのくらいの受講者がいるのか，開設時期はいつにするのか，担当講師や教室の確保，事務体制など解決すべき課題が多々ある。一方，受講を義務づけられた教員にとっては，定められた有効期間満了日前の２年間に，講習を修了しないと免許状が失効してしまうことから，十分な受け入れ体制があるのか，希望する時期に受講できるのか，修了認定はどうされるのかなどの不安があると思われる。茨城大学では教員免許状更新講習は大学として取り組むべき課題であることを確認し，平成19年10月に教務委員会の下に，副学長（教育担当）を委員長とする教員免許更新制対策委員会を設置し，大学としての取り組み体制を整備した。一方，地域に根ざした大学として，茨城県の学校に勤務する教員の方々にどの様に対応したらよいかが大きな課題と考えられる。そこで本シンポジウムでは茨城県の状況，茨城大学の更新予備講習（試行）の実施計画，そして茨城大学における免許更新制への対応について報告する。

１．茨城県の状況

茨城県教育委員会の資料によると，茨城県では幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校，中等教育学校の教員が約27,700人おられ，更新講習免除者を考慮すると，免許更新対象者は約25,000人になると思われる。一方，茨城県には課程認定を受けた大学として（更新講習実施予定大学も含む），国立大学法人が３大学，私立大学が４大学，私立短期大学が４大学ある。多くの教員は地元の大学での更新講習を希望すると思われる。教員免許更新制は更新講習を実施する大学とともに，県教育委員会の役割が非常に重要である。そこで，茨城大学において茨城県教育委員会，筑波大学，茨城大学が参加して第１回教員免許状更新講習連絡会を平成20年３月19日に開催した。連絡会では教育委員会と各大学の情報交換の必要性や受講する教員へのアンケート調査の必要性が確認された。そこで，茨城県にある大学へ連絡会参加を呼びかけ，４月下旬に第２回の連絡会を開催することとなった。尚，連絡会の世話役は茨城大学が担当することとなった。

２．茨城大学教員免許状更新予備講習（試行）実施計画

茨城大学では当初，試行は大学独自に実施する予定であったが，文部科学省の「免許状更新講習プログラム開発事業委託事業」に応募し，試行を実施することとなった。茨城大学の試行の概要は以下です。受講予定人数：50名，実施予定期間：平成20年８月18日～21日，実施場所：茨城大学水戸キャンパス，時間数：24時間（必修12時間，選択12時間），開設形態：４日間（６時間／日），受講対象

者：必修は全教員，選択は中学校・高等学校理科担当教員。本学は地域の中核的な教員養成機関であり，免許状更新講習についても，本学が中心となって開設する必要があると認識しており，本格実施においては相当数を受け入れる予定である。そのため21年度からの講習で必修講習を担当することになる教育学部の教員５名により「教育の最新事情」を，講義形式で実施する。一方，講習内容としても，実験実習や演習の形式を取り入れて，講習の質の充実を図るために，選択講習では「生物系と生物多様性・進化」と「生物の遺伝子・細胞・組織の観察」の２課題を，講義・演習形式，実験・実習形式で実施することとした。本学は大学として更新講習に取り組む方針から，選択講習は教育学部教員と農学部・遺伝子実験施設教員で担当することにした。また，募集方法，受講者決定，アンケート，認定試験，事後評価など，平成21年度からの本格実施のため，事務処理を含めて，様々な検証を行うことにしている。募集に関しては，ホームページなどに掲載する。

３．茨城大学における免許更新制への対応

１）基本方針

茨城大学における免許更新制への対応の基本方針として，以下の６項目を確認している。①全学課題として大学として対応する。②副学長（教育担当）を長とする免許更新制対策委員会を設置する。③事務体制の整備を行うが，当面は学務部学務課が対応する。④小学校・中学校・高等学校（特別支援学校・養護教員）を対象とした科目を開講する。⑤茨城大学が県教育委員会と連携して，他大学との連絡調整を行う。⑥最新事情領域は主に教育学部が担当し，教科指導領域は全学出動で担当する（外部講師の依頼を含む）。

２）講習実施計画（未確定）

現時点で，どのくらいの教員の方が本学において講習を希望されるかを予想するのは非常に難しい問題である。他都道府県での受講を希望される方，また他都道府県から茨城県において受講を希望される方，日立・水戸での受験を希望される方，県南での受講を希望される方など様々な希望があると思われる。また受講は２年間で修了しなければならない。本学では茨城県において更新講習を希望される方は，初年度（平成21年度）は1500名程度と予想し，その半数の750名が本学を利用されると見込み，一次案を作成した。750名の内訳は，小学校（350名），中学校（250名），高等学校（100名），特別支援学校（50名）である。「教育の最

新事情に関する事項」（12時間）は125名／クラスで，６クラスとする。一方，「教科指導，生徒指導その他教育内容の充実に関する事項」（18時間）は，50名／クラスで，15クラスを設ける。講習内容は，「最新事情」では，教職についての省察，子供の変化についての理解，教育政策の動向について，学校の内外での連携協力についての理解，について講習を行う。また「教科指導」については，小学校９クラス，中学校６～９クラス，高等学校２～３クラス，特別支援学校クラス１クラス，養護教諭１クラスとする計画である。開講時期は教員が最も出席しやすい，夏休みの５日間を考えている。この一次案は750名講習を１つのユニットしたもので，このユニットを基本に希望人数等に対応して，講習の規模や時期を変えていくことが可能である。本学としては実施に当たっては，講習の質の保証などの観点から，クラスサイズをあまり大きくすることは問題と考えている。また，教室・実験室の定員，数，あるいは来学する受講生のための駐車場の問題など，実施に当たって解決しなければならない課題がある。一方，受講生からも，受講時期，受講内容，受講希望大学などの要望があること思う。今後，アンケート調査結果や各大学との連絡調整の結果をみて，講習計画をより良いものとしていきたいと考えている。

３．シンポジウム後の動き

最後に，筑波大学教育学会シンポジウム後の動きについて簡単に述べる。未だ，未確定の点は多くありますが，参考にしていただければと思う。

教員免許状更新講習連絡会が茨城県教育委員会と県内の各大学が参加し，平成20年４月22日と９月26日に開催されている。そこでは各大学における本格実施に向けての情報交換とともに，県教育委員会による２回の現職教員アンケート（公立学校）の結果が報告された。約９割の教員の方は1年目からの受講を希望しており，70％以上の方が長期休業期間での受講を希望している。また第一希望として，95％以上の方が県内での受講を希望している。一方，茨城大学では平成20年５月末に，教員免許状更新予備講習（試行）の募集をホームページに掲載し，平成20年８月18日～21日に実施した。必修講習（12時間）および選択講習（18時間）では，それぞれ50名の定員に，615名と59名の応募があり，抽選により受講者を決定した。講習前に事前アンケートを実施し，出来る限り受講者の要望を取り入れるようにした。事後評価（アンケート・自由記述）では，概ね良い評価を頂いたが，本講習に向けての検討課題も多く出された。さらに茨城大学では平成20年10

月５日に「大学と地域が育てる教員免許状更新講習」シンポジウムを開催した。シンポジウムでは本学の免許状更新講習の本格実施に向けて，茨城大学および県教育委員会から取組状況が，また茨城大学から「平成21年度教員免許状更新講習プラン」が報告された。パネルディスカッションには文部科学省，現職教員の方もパネリストとして参加され，有意義な意見交換が行われた。茨城大学では平成21年度教員免許状更新講習は当初計画した夏季休業での更新講習の他に，別の時期にも更新講習を実施する方向で検討中である。また講習内容は必修講習「教育の最新事情」(12時間）と選択講習（18時間）とし，選択講習は新課題講習と新展開講習を開講し，受講者が選択しやすい内容の講習を検討中である。茨城大学では教員免許更新講習のホームページを開設しており，ご覧頂きたい。

東京学芸大学における教員免許更新制への取り組み

葉　養　正　明

東京学芸大学では，教員免許更新講習準備室を役員会の中に立ち上げ，大学としての更新講習に対する取り組み方の基本を固めている段階である。素案である『教員免許更新講習準備室審議経過その一』には，十数項目に渡る検討の観点や配慮事項が記されており，教員免許更新講習を，学部・大学院教育に次ぐ第三の教育事業として検討していくこと，魅力的なプログラムを作り，現職教員を大学院へ誘引する契機と位置付けるポジティブな視点から取り組むことなどが盛り込まれている。

教員免許更新講習の実施にあたって，大きな問題となっているのはその量的規模である。現職の公立・私立の学校教員，現職者以外の受講者を合わせると約１万人とされ，都内に数多くある大学が，それぞれどのくらいの受講者を受け持つのかを試算することは非常に難しい。都内の大学に呼びかけてフォーラムを開催し，大学同士の連携を図る等の対策も考えられてはいるが，そこまで手が回らないのが現状である。他にも，講習に応じてクラスのサイズを調整する必要がある等，量的規模に関する課題は多い。

また，もうひとつの問題点としては，離島や過疎地への対応が挙げられる。eラーニングやビデオ教材での講習，履修認定試験を行う際には拠点となる島を設けるといった対応が考えられるが，様々な調整が必要であり，試行段階では離島へ

の対応は間に合っていない。過疎地についても，交通事情等，今後特別な配慮が必要になる可能性がある。

講習カリキュラムについて，東京学芸大学では，パッケージ方式をとることを検討している。教職科目に近い内容が多いＡ群では，1.5時間を４科目セットする２つのパッケージ，Ｂ群は12科目を４科目ずつセットする３つのパッケージができることになる。今後はこのパッケージの組み方をどうするか更に検討していくこととなるが，特にＢ群に関しては非常に多様であるため，具体的な履修モデルを示した履修ガイダンスの作成も提案されている。なお，試験はパッケージごとの出題とし，その結果で成績をつけ，もし再履修となった場合もパッケージで対応する予定である。

さらに，プロジェクトチームによるモデルカリキュラム作りを進め，試験問題の出題範囲が講師によって著しくことなることがないよう，これを履修認定試験の出題案とする検討が進められている。現在は，カリキュラムパッケージを，モデルカリキュラムに該当し，試験の出題範囲となる基礎領域と，各講師の個性に任せ，魅力ある授業の展開が期待される発展領域・応用領域に区別するという案が出されている。具体的には，複数の教員でモデル授業を作り，90分の授業の内，40分は基礎領域としてそれを録画したビデオを使い，残りの時間は担当者に委ね，手作りの教材等を用いながら，発展領域・応用領域として進めていく，等の方法が考えられる。

東京学芸大学では，大学の特性を生かしたテキストやビデオを，今後独自に作成していく予定である。また，試験をそれぞれの授業の最後に組み込むことは現実には困難であると予想されるため，年に何回か試験日を設定し，共通フォーマット（マークシート方式）で一斉に試験を行うことも検討されている。

筑波大学の「教員免許更新制講習試行」への取り組み

手　打　明　敏

はじめに

平成19年６月の教育職員免許法の改正により教員免許状更新制講習（以下，更新講習と略す）が平成21年度から実施されることになった段階で，筑波大学（以下，本学と記す）は，本年（平成20年）実施される試行講習に積極的に取り組んできた。

明治５年の東京師範学校に源をもつ本学は，わが国の教員養成の中核機関として，多数の有為な人材を送り出してきた。わが国の高等教育機関のなかで歴史的に教育界と深いつながりを持ってきた本学としては，このたびの更新講習を，わが国の現職教員に対する研修の充実･発展に貢献する機会としてとらえ，本学の教員養成に関する蓄積を積極的に生かすという観点から更新講習試行実施に向けて準備を進めてきた。本発表では伝統的に教員養成に深い関係を有し，かつ総合大学として多様な教員・研究者を有する本学の特性を生かした試行講習への取り組みについて報告することにしたい。

１．更新講習試行の対象，期間，申請テーマ

１）対象と期間

平成20年度の更新講習の試行を実施するにあたり，平成19年７月に副学長の召集により人間系教員を中心に検討委員会が設置され，試行講習にむけて準備が開始された。茨城県教育委員会とも連絡を取り，試行講習の対象は小学校，中学校，高等学校の教諭を中心に300名を受け入れることとなった。

受け入れ形態としては，夏休み期間を想定した長期休暇型（５日間連続開講）と授業期間に開設する土･日分散型（５回開講）の２タイプの講習を設定した。

講習30時間（必修科目12時間，選択科目18時間）のうち，各大学の特性が発揮されるのが選択科目である。本学では，必修科目は人間系教員が担当するが，選択科目は「現代教育の課題と展望」（６時間），「教養の新たな世界を体験する」（６時間），「附属学校実践演習」（６時間）の３分野に分け，附属学校教員も含めた全学的な教員の協力を得てプログラムを作成した。

２）申請テーマ

試行にあたって文部科学省が公募した５つのテーマのうち，筑波大学では

・障害を有する受講者への対応（テーマ④）

・附属学校教員の活用（テーマ⑤）

の２つのテーマで申請した。

テーマ④は，本学の障害科学系では特別支援学校教員（自立活動）認定試験における特別措置などの実績があり，また，視覚障害，聴覚障害，運動障害等すべての障害に対応できるスタッフがそろっている本学こそが対応できるテーマであると考えている。また，本学には小学校から高等学校まで普通附属と特別支援附属あわせて11校の附属学校を有しており，テーマ⑤に取り組む基盤がある。

２．本学卒業生へのアンケート調査の実施

本学では，試行講習プログラム作成にあたって現職教員のニーズを把握をするため，本年１月から２月にかけて教職についている卒業生を対象にアンケート調査を実施した。調査は郵送，Ｅメール，直接配布などの方法で実施した。回収数は138票であった。

調査結果のうち，特徴的な傾向がみられた項目をいくつか紹介しておきたい。講習内容についてのニーズは，コミュニケーション，環境教育，メディアリテラシー，国際理解教育，福祉教育へのニーズが高かった（図１）。

講義形態の希望としては，大学教員による講義（73.9%），観察や実習（57.2%）話し合い（51.4%）などとなっていた（図２）。

３．試行実施にむけた学内体制

本学では，本年４月からは，「教員免許状更新講習実施準備委員会」（仮称）とこの委員会を支援する事務組織として「教員免許状更新講習実施準備室」（仮称）を設置し，全学的な準備体制を整えることになっている（図３）。

図１　講義内容についてのニーズ

順位	講義内容	「希望する」度数	「希望する」%
1	コミュニケーション	97	70.3
2	環境教育	56	40.6
2	メディアリテラシー	56	40.6
4	国際理解教育	53	38.4
5	福祉教育	49	35.5
6	エネルギー教育	25	18.1
7	サービスラーニング	17	12.3
8	ロボット・人工知能	14	10.1

（複数回答）

図２　講習形態

順位	講習形態	「希望する」度数	「希望する」％
1	大学教員による講義	102	73.9
2	観察や実習	79	57.2
3	話し合い	71	51.4
4	研究機関研究者による講義	62	44.9
4	附属学校教員による講義	62	44.9

図３　教員免許状更新講習実施準備委員会

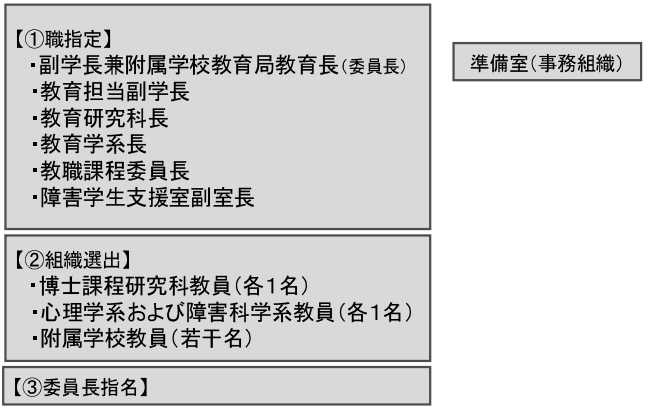

教員免許更新制と大学および大学附属学校の役割

谷　川　彰　英

免許更新制を推進する立場からコメントします。筑波大学では，この課題を積極的に受け止めて，７月18日には委員会を立ち上げて準備を始めました。しかし，学内に疑問や批判が出ていることも事実です。国大協の中の議論では，現在でも十分な合意が得られていません。その理由の一つに，文部科学省内で，初中局と高等教育局とのパイプがうまくいっておらず，高等教育局の管轄にある国立大学側は後手後手に回っているという問題があると思います。

今回の制度には，根本的に大きな矛盾があります。一言でいえば，国家の政策として10年ごとに免許更新させるという方針に対して，具体的な実施方法は大学に任せる，いわば市場原理の中で，独立採算で行うという方法自体が矛盾してい

ます。国家で一律にやらなければいけないのに，大学に任せているところに大きな問題があります。

例えば，大学に任せるということですが，受講料をどうするか，募集をどうやってやるか，見えてこない問題があります。また，講習は６時間単位で受講者が希望するものをピックアップして良い，アラカルトに選択して受講して良いという方式です。理屈としては分かりますが，実際の作業としては難しい問題をはらんでいます。

筑波大学では，試行の取組みの一つとして，視覚障害，聴覚障害などのある受講生に対する講習を行う予定ですが，30時間・５日間の講習を実施した場合，試算では100万円近くの経費がかかります。これを大学が負担するには無理があります，理不尽だと思います。国がやるべきこととそうでないことがあいまいなままに，丸投げされてやらなければいけないのか，疑問を感じている大学教員がいます。最近では，文科省の方でもかなり整理されてきてはいますが，まだ問題は残っています。

教育三法が通った時に，私はチャンスだと思いました。その理由の一つは，筑波大学の独自の経緯が関係しています。師範学校からの長い歴史がありますが，「教育の歴史」がつながっているようで，切れているような状況が続いていました。法人化後，筑波大学のアイデンティティーとして教育を大切にしなければいけないと言う雰囲気は強くなり，現執行部もそう考えています。この免許更新制は「教育の筑波」としての力量を発揮するチャンスだと考えました。今後，教育に対して責任ある対処をするには，免許更新制を軸にしてやっていかなければいけない，私の専門である教育学の立場からもそう思いました。

二つ目は，附属学校に関する問題です。筑波大学には，幼稚園を除くすべてのタイプの学校があり，全体としてかなりの規模となります。法人化後，附属11校をどうするかは常に問題でした。免許更新制を媒介として，附属の将来構想を考えると，この免許更新制が有効な手段となり得ると思いました。附属小学校は，小学校教員養成課程がないために白い眼で見られていましたが，附属小学校を活用した講習を行い，全国から受講者が集まれば，附属の存在理由を説明できます。

来年度は1200名を予定していますが，１日は附属学校で講習を受けるようなカリキュラムを作りたいと考えています。そういう意味で附属学校は宝でして，場所の活用，教員の活用の両面が考えられます。530名の教員の３分の１ぐらいは

講師となり得る力量を持っています。

こう考えると，ビジネスチャンスだと思うわけです。大学教員の中には，割りを食って費用持ち出しになるのではないかと考える人もいますが，筑波大学全体として取り組み，良い講習を作り上げたい。附属の教員は張り切っていますので，その思いを生かしつつ，附属を活用した講習を実現したいと思います。

公開シンポジウム「教員免許更新制と大学および大学附属学校の役割」（コメンテーターとして）

小　林　　汎

１.「後だしジャンケン」の問題性

現在教職についている教員の多くは，「何で今更，免許更新なのか」との思いが率直な感想であろう。突然，自動車免許やパスポートのように期限がついた。しかも現職の者まで対象とは…。「現在の職はどうなるのか」「弁護士や医者は更新制が導入されないのに，何で教員だけが」「管理職など一部の教員はなぜ除外なのか」等々…「後だしジャンケン」に対する不満がある。さらに，更新講習はあくまで個人の責任であり，費用は自己負担（３万円程度と言われている）とされ，土・日や長期休業期間中の勤務時間外に30時間（６×５日）の講習を受講しなければならない。しかも試験に合格しないと，免許は「失効」すると言うことに，一層不満と不安感を高めている。

２．更新講習を受けて「自信と誇りを持って教壇に」立てるか？

当初，不適格教員の排除との声もあったが，文部科学省の説明では，「不適格教員の排除を目的としたものではありません」として，更新制の目的を「必要な資質能力が保持されるよう，定期的に最新の知識技能を身に付けることで，教員が自信と誇りを持って教壇に立ち，社会の尊敬と信頼を得ることを目指す」としている。だが，言葉の「美しさ」とは裏腹に，説得力のある説明とは思えない。

現在，教員の多くは，通常の勤務以外に，部活等の指導や引率で土日もない実態がある。また，各県で実施される様々な研修に加えて，５年ほど前からは「10年経験者研修」が法制化されて始まっている。「休みのない日々」と「研修漬け」とで，かえって明日への活力を失っている実態がある。また，更新講習対象者と「10年経験者研修」の対象者が時期的に重なることも予想される。どうすれば「自

信と誇りを持って教壇に」立てるのか，現場サイドの実態を踏まえつつ，これまでの研修のあり方も含めて検討すべきであろう。

３．受講者の立場から

法制化された以上，受講は義務となっている。一方，支払った金額に見合う「質」の高い講習を要求する権利がある。日々の教育活動で欠けているものは何か，自分自身をキャリアアップするには何が必要かを考えて，実施する大学等に講座内容に対して具体的な要求を積極的にぶつけて，「得したと思える講習」にしたら良いであろう。あなたは，学問の最先端に触れてみますか？　新しい実験方法を学びたいですか？　学校現場で授業研究したいですか？　とにかく，受身の講習は苦痛以外のなにものでもないでしょうから。

４．最後に一言

「過ちては則ち改むるに憚ること勿れ」。全体的視野に立って制度設計の見直しが必要であろう。